

以上、自転車保険について解説しましたが、なにより大切なことは普段から安全運転を心掛けることです！最後に、自転車の大切なルールについて説明します！



自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

さっぽろバーチャル自転車教室のご紹介

札幌市では、市民の皆様がいつでも気軽に自転車のルール・マナーを学ぶことができるサイト『さっぽろバーチャル自転車教室』を開設しております。気軽にお試しください。

さっぽろバーチャル自転車教室

検索



スマートフォンなどはこちらから

発行元：札幌市・札幌市交通安全運動推進委員会
協力：日本損害保険協会北海道支部
問い合わせ先：211-2252
<http://www.city.sapporo.jp/kotsuanzen/>



私も出ています！



賠償金を払えない！

～自転車保険に加入しましょう～

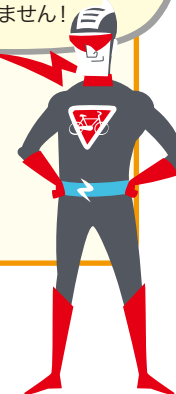
身近で便利な交通手段の自転車ですが、乗り方を誤れば歩行者に大ケガをさせてしまいます。

近年は歩行者にケガをさせた原因が自転車側にあるとして、高額な賠償を命じる判決が相次いでいます。

自転車側に高額賠償を命じた事例

- 2013年(神戸地裁)
小学生の児童が前方不注意で女性に衝突。女性に障害が残ったとして、加害児童の保護者に対し約9,500万円の支払いを命じた。
- 2008年(東京地裁)
高校生が車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で行っていた男性と衝突、障害が残ったとして約9,300万円の支払いを命じた。

保険に未加入の場合、高額賠償を命じられればその後の人生において賠償金を支払い続けることとなります。ただし、保険に加入しているからといって賠償金を全て賄えるとは限りません！



セーフティ自転車ライダー

子どもが事故を起こしても親が賠償するの？

子どもを監督するのは親の務めであるため、親の監督不足が事故の原因の場合は、保護者に賠償責任が生じることがあります。



⇒ 事故を起こさないための安全運転はもちろんですが、事故を起こしてしまったときの備えとして自転車保険に加入することが効果的です。

そもそも自転車保険とは？



自転車利用者が交通事故を起こし、自分がケガをしてしまった場合や、相手にケガを負わせてしまった場合などに、治療費や相手への損害賠償金を支払う保険です。また、自転車が盗難された場合に補償を受けられる自転車保険もあります。自動車は自動車損害賠償責任保険（自賠責）への加入が義務付けられ、任意保険の加入率も高いですが、自転車保険は普及していないのが現状です。

自転車を取り巻く事故のリスク



(出典：日本損害保険協会ホームページ)

自分は事故を起こさないと
思っていませんか？どんなに
気を付けていても事故が起き
てしまう場合もあります！

自転車保険加入のメリット

支払いを命ぜられた損害賠償金を補償し、自分がケガをした場合の治療費の備えになります。また、気を付けて運転しようという意識が高まることが期待されます。

自転車保険の主な内容

①個人賠償責任保険

事故の被害者への賠償責任が生じた場合に、**賠償金を補償する保険**

②傷害保険

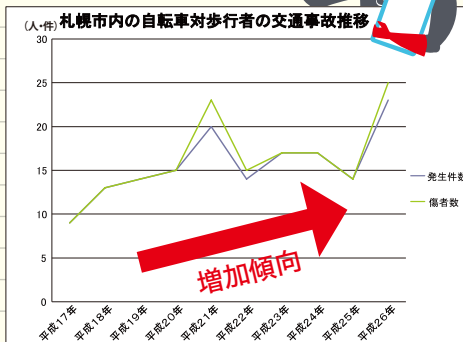
自身が事故やケガをした場合に支払われる保険

③盗難保険

自転車が盗難被害にあった際に補償する保険

自転車保険は各保険により補償
内容や補償の範囲・金額が異な
ります。加入の際はその
点に注意しましょう！

札幌市内の交通事故発生件
数は、この10年で半分に
減りましたが、自転車対歩
行者の交通事故は右のグラ
フの通り増加傾向にあります！



どんな加入方法があるの？



ここでは、相手への損害賠償を扱う個人賠償責任保険について説明します。公益財団法人日本交通管理技術協会が発行するTSマーク付帯保険や、自動車保険・傷害保険の特約等でも加入することができます。また、自転車保険を単体で販売している事業者もあります。これらの加入を検討する場合は各事業者にお問い合わせ下さい。また、各事業者に関する情報については日本損害保険協会のホームページをご確認ください。

事例1 (Aさん)

近年の自転車事故の高額賠償の判決は知っていたため、個人賠償責任保険への加入を検討していたところ、自身の加入する自動車保険に、日常生活における個人賠償責任特約があった。年額500円ほどで家族全員が加入することができ、自転車の他に、誤ってお店の商品を壊してしまった場合などにも保険が適用されるお得な特約で、すぐに加入した。

事例2 (Bさん)

Bさんは普段から通勤で自転車を利用していたが、自転車保険には未加入であった。ある日、自転車を整備するため自転車店を訪れたところ、TSマーク付帯保険の存在を知った。そこで、自転車を整備してもらったと同時に、TSマークを自転車安全整備士に貼付してもらった。

●TSマークのご案内(H27.1.1時点)

TSマークとは…自転車安全整備士が点検整備した普通自転車に貼付されるもので、傷害保険と賠償責任保険が付いています(付帯保険)。

| 青色TSマーク | | |
|----------|-----------------|---------|
| 傷害保険 | 入院15日以上 | 一律1万円 |
| | 死亡・重度後遺障害(1～4級) | 一律30万円 |
| 個人賠償責任保険 | 死亡・重度後遺障害(1～7級) | 限度額1千万円 |
| 赤色TSマーク | | |
| 傷害保険 | 入院15日以上 | 一律10万円 |
| | 死亡・重度後遺障害(1～4級) | 一律100万円 |
| 個人賠償責任保険 | 死亡・重度後遺障害(1～7級) | 限度額5千万円 |
| 被害者見舞金 | 入院15日以上 | 一律10万円 |

※赤色TSマーク(H26.10.1以降加入者より、賠償責任保障の限度額が2千万円から5千万円に増額されています。それ以前の加入者は従来のままです。なお、保険の有効期間は、TSマークに記載されている点検日から1年間です。詳しくはホームページ<http://www.tmt.or.jp/index.html>又はお近くの自転車安全整備店へご確認ください。
また、日本損害保険協会でも、自転車保険について詳しく取り上げていますので、ご確認ください。
<http://www.sonpo.or.jp/protection/jitensya/>



損害保険協会の
QRコードはこちら